

傍 聴 用

令和8年2月17日

安曇野市教育委員会

令和8年2月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第1号は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

議案第2号	教育部子ども家庭支援課
令和8年2月17日提出	(課長)山越寿彦 (担当)丸山大輔

件名	安曇野市子どもの権利に関する条例の施行期日を定める規則の制定について
決定を要する事項の内容	標記規則制定に係る承認
要旨	安曇野市子どもの権利に関する条例(令和7年安曇野市条例第34号)の施行日を定める規則を制定する。
説明	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市子どもの権利に関する条例（令和7年安曇野市条例第34号）において、施行日を「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日」と定めている。 ・施行日を定めるため、教育委員会規則を制定するもの。 <p>2 内容 別添のとおり</p> <p>3 参考</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○安曇野市子どもの権利に関する条例 附 則 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</p> </div> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

安曇野市子どもの権利に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市子どもの権利に関する条例の施行期日を定める規則

安曇野市子どもの権利に関する条例（令和7年安曇野市条例第34号）の施行期日は、令和8年3月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第3号から第6号は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

議案第7号	教育部 各課
令和8年2月17日提出	

タイトル	共催・後援依頼について																	
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議																	
要旨	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">共催</th> <th style="text-align: center;">後援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学校教育課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化課</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子ども家庭支援課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(詳細 別紙)</p>			課名	共催	後援	学校教育課	1件		生涯学習課			文化課	1件	3件	子ども家庭支援課		1件
課名	共催	後援																
学校教育課	1件																	
生涯学習課																		
文化課	1件	3件																
子ども家庭支援課		1件																
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号） （定義）</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>（審査基準）</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>（教育長の専決範囲）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。</p>																		

申請書等は安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものであるため、非公開とします。

【学校教育課】

■不登校や子育てに役立つ発達心理講座

主催：NPO法人長野県子どもサポートセンター

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
NPO法人長野県子どもサポートセンター 飯田 俊穂	子どもたちの健やかな成長発達のために、市民の皆様へ活動の目的を理解し、参加いただけるよう共催をお願いしたい。	1月7日	令和8年4月～令和9年3月 各月1回 計12回	NPO法人長野県子どもサポートセンター	「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づく困難を抱える子どもへの支援事業の一環として開催する。	セミナー、動物ふれあい体験、個別相談、子どもたちの居場所(託児)	○	○	-	基準第3条第2項より可

【文化課】

■誕生85周年記念 トムとジュエリー展 君が笑うと、僕も笑っちゃう

主催：株式会社井上/NBS長野放送

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
株式会社長野放送 取締役 業局長 久保善一	幅広い年代の方々に周知を図ることで、より文化芸術の向上・普及に寄与するため。	1月28日	令和8年9月12日(土)～10月4日(日)	井上アイシティ21 3階 ウェルアアップホール	展覧会を通して、幅広い年代の方に鑑賞頂き、文化芸術への造詣を深める機会とする。	懐かしのエピソードと作品の世界観を体験できる展覧会です。	-	-	-	基準第3条第2項より可

■O・RA・HOコンサート第2弾

主催：輝サルーンテ彩

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
輝サルーンテ彩 代表 金子しず	オペラをもっと身近に感じて頂きたい。この催しが文化芸術の推進に資するため応援して頂きたい。	1月22日	令和8年4月11日(土)	塩尻市レザンホール 中ホール	若手演奏家応援プロジェクト及び地域の皆様と共に文化を育むため。	オペラ公演(1幕)	-	-	-	基準第3条第2項により可

■令和8年度 安曇野市美術館 春の特別展 第1118回日展 安曇野展

主催：公益財団法人 安曇野文化財団/一般社団法人 日展

種別(共催)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
公益財団法人 安曇野文化財 団 代表理事 井口 彰	芸術文化振興に大 きく寄与するととも に、全国に安曇野市 を広く周知する事 業であり、市と一体 となった開催が不 可欠であるため。	1月21日	令和8年5月2日(土) ～5月31日(日)	安曇野市美術館	総合芸術展の巡回展で日本等5部 門の作品、あわせて安曇野市内等の 作家作品を紹介し、芸術文化に寄与す るため。	「第1118回日本美術展覧会」の 展示作品のうち厳選された 193点と、長野県内作家の入 選作品を展示するもの。	-	-	○	基準第3 条第2項 により可

■第74回演奏会 音泉室内合奏団 松本公演

主催：音泉室内合奏団

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
音泉室内合奏 団 代表 山崎 康正	地域文化の発展と 市民生活の充実に 資するイベントとし て広く周知し、本市 の文化芸術の発展 に資するため。	2月9日	令和8年5月10日 (日)	松本市音楽文化ホール	市民に質の高いクラシック音楽を届 け、文化芸術への理解と関心を深める とともに、音楽を通じた市民交流の場 の創出に寄与するため。	モーツァルト/ディヴェルティメ ント、フォーレ/マスクとベルガ マスク、ベートーヴェン/交響曲 第4番	-	-	-	基準第3 条第2項 により可

【子ども家庭支援課】

■Bee mama Marche

主催:&M

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
&M 青山博美	市内の子育て世代も参加対象とした広域的な親子交流促進を目的とする事業のため	1月15日	令和8年4月25日 (土)、26(日)	チロルの森	子育て支援イベント、地域活性化のため。	ぶんぶんカタカタレース・ぶんぶんツミツミプログラミング等	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第1号は、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件に該当するため非公開とします。

報告第2号	教育部子ども家庭支援課
令和8年2月17日提出	(課長)山越寿彦 (担当)米山高詞

件名	子ども会育成活動補助金交付要綱の一部改正について
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区育成会が全国子ども会安全共済会以外の保険等に加入する場合についても補助対象とするよう変更するもの。 ・ その他語句等修正を行うもの。
説明	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども会育成活動補助金交付要綱（平成18年安曇野市告示第92号）うち「全国子ども会安全共済会加入事業」は、各地域育成会が全国子ども会安全共済会に加入するにあたり、そのうち中学生以下の子どもの加入時費用を安曇野市子ども会育成会連合会が負担し、その負担額の全額を補助するものである。 ・ 地区育成会から、当該共済会加入に際し加入者全員分の名簿を求められることが負担である旨の訴えがあることから、各地区育成会が任意の保険を選択できるよう、当該共済会以外の保険等に加入する場合についても補助の対象とするよう改正するもの。 <p>2 改正内容 別紙のとおり</p> <p>3 施行日 令和8年4月1日</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

○子ども会育成活動補助金交付要綱（平成18年安曇野市告示第92号）

改正後		改正前	
<p>第1条 (略) (補助事業、経費及び補助率) 第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおとしする。</p>		<p>第1条 (略) (補助事業、経費及び補助率) 第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおとしする。</p>	
<p>事業名 全国子ども会安全共済会等加入事業</p>	<p>事業内容 地区育成会の活動中に生じた傷害等に対して、見舞金等の支給を行う<u>保険等への加入</u></p>	<p>事業内容 地区育成会の活動中に生じた傷害等に対して、<u>見舞金等の支給を行う全国子ども会安全共済会への加入</u></p>	<p>事業内容 地区育成会の活動を活発化させるための基本的な活動</p>
<p>補助対象経費 中学生までの加入負担金</p>	<p>補助対象経費 中学生までの加入負担金</p>	<p>補助対象経費 中学生までの加入負担金</p>	<p>補助対象経費 中学生までの加入負担金</p>
<p>補助率 全額（<u>限度額は全国子ども会安全共済会の一人当たりの加入時費用に加入人数を乗じた額とする。</u>）</p>	<p>補助率 全額</p>	<p>補助率 全額</p>	<p>補助率 全額</p>
<p>子ども会育成事業</p>	<p>子ども会育成事業</p>	<p>子ども会育成事業</p>	<p>子ども会活動活性化事業</p>
<p>地区育成会の活動を活発化させるための基本的な活動</p>	<p>地区育成会の活動を活発化させるための基本的な活動</p>	<p>地区育成会の活動を活発化させるための基本的な活動</p>	<p>地区育成会の行う事業で、子どもが企画、準備、運営に関わり、その活動が豊かな地域づくりに寄与する等</p>
<p>次の算出基準により算定した額の合算額</p> <p>1 毎年4月1日現在の各地区育成会の世帯総数に50円を乗じて得た額</p> <p>2 毎年4月1日現在の各地区の小学1年生から中学3年生までの人数に100円を乗じて得た額</p>	<p>次の算出基準により算定した額の合算額</p> <p>1 毎年4月1日現在の各地区育成会の世帯総数に50円を乗じて得た額</p> <p>2 毎年4月1日現在の各地区の小学1年生から中学3年生までの人数に100円を乗じて得た額</p>	<p>算出基準</p> <p>次の算出基準により算定した額の合算額</p> <p>1 毎年4月1日現在の各地区育成会の世帯総数に50円を乗じて得た額</p> <p>2 毎年4月1日現在の各地区の小学1年生から中学3年生までの人数に100円を乗じて得た額</p> <p>3 1地区育成会につき2万円</p>	<p>謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、賄材料費、賃手数料、郵送料、委託料、賃借料その他市長が必要と認め</p>
<p>3分の2。（限度額は5万円と</p>	<p>3分の2。（限度額は5万円と</p>	<p>3分の2。（限度額は5万円と</p>	<p>3分の2。（限度額は5万円と</p>

改正後		改正前	
子ども会 活動活性化事業	<p>3 1 地区育成会につき2万円</p> <p>謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、賄材料費、手数料、郵送料、委託料、賃借料その他市長が必要と認められた経費</p>	<p>の次に掲げる事業。ただし、地区育成会ごとに1事業に限る。</p> <p>1 地域の伝統文化、芸能等を学び、それを継承するための事業</p> <p>2 地域住民とのふれあいを深める事業</p> <p>3 自然体験活動や奉仕活動を行う事業</p> <p>4 子ども会だより等の発行事業</p> <p>5 子ども会のリーダーを育成するための事業</p> <p>6 地区育成会主催による事業で子どもの企画が反映されているもの</p> <p>7 その他市長が認める事業</p>	<p>し、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）</p>
	<p>3 3分の2 (限度額は5万円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)</p>		

(補助金交付対象者)

(補助金交付対象者)

改正後	改正前
<p>第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>全国子ども会安全共済会等加入事業</u> 連合会及び<u>地区育成会</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金交付申請)</p>	<p>第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) <u>全国子ども会安全共済会加入事業</u> 連合会</p> <p>(2) (略)</p> <p>(補助金交付申請)</p>
<p>第4条 補助金の交付を受けようとする地区育成会又は連合会の代表者（次条において「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書に事業計画書及び予算書を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>前項に定める書類のほか</u>、必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p>	<p>第4条 補助金の交付を受けようとする地区育成会又は連合会の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、補助金交付申請書（<u>様式第1号</u>。以下「<u>申請書</u>」という。）に事業計画書及び予算書を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 市長は、<u>その他必要と認める書類</u>の提出を求めることができる。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p>
<p>第5条 市長は、<u>補助金交付申請書</u>等の内容を審査し、その交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付して通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更の申請等)</p>	<p>第5条 市長は、<u>申請書</u>等の内容を審査し、その交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付して通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更の申請等)</p>
<p>第6条 補助金の交付を受けた者（以下「<u>補助金交付決定者</u>」という。）は、<u>補助事業の経費又は内容を変更</u>（軽微な変更を除く。）しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）を当該<u>補助金交付決定者</u>に交付して通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中止、廃止の承認申請等)</p>	<p>第6条 補助金の交付を受けた事業の経費及び内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金変更交付決定通知書（様式第5号）を当該<u>申請者</u>に交付して通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中止、廃止の承認申請等)</p>
<p>第7条 <u>補助金交付決定者は</u>、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助事業変更承認通知書（様式第7号）を当該<u>補助金交付決定者</u>に交付して通知する。</p>	<p>第7条 補助事業を中止し、<u>若しくは廃止</u>しようとするときは、<u>補助事業変更</u>（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助事業変更承認通知書（様式第7号）を当該<u>申請者</u>に交付して通知する。</p>

改正後	改正前
<p>(補助金の交付請求)</p> <p>第8条 補助金交付決定者で、補助金の支払又は概算払を受けようとするものは、補助金交付（概算払）請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第10条 市長は、前条に規定する補助事業実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）によって、当該補助金交付決定者に通知するものとする。</p>	<p>(補助金の交付請求)</p> <p>第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）で、補助金の支払又は概算払を受けようとするものは、補助金交付（概算払）請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）によって、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。</p>

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者
所在地
名称
氏名

印

次のおり 年度全国子ども会安全共済会加入事業の補助金を申請します。

補助事業の目的 及び内容	
補助金の交付を 必要とする理由	
交付を受けよう とする補助金の 額	円
添付書類	事業計画書及び予算書

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者
所在地
名称
氏名

印

次のおり 年度全国子ども会安全共済会加入事業の補助金を申請します。

補助事業の目的 及び内容	
補助金の交付を 必要とする理由	
交付を受けよう とする補助金の 額	円
添付書類	事業計画書及び予算書

交付を取り消され、又は交付する額を超える補助金が交付されたため、補助金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

様式第6号（第7条関係）

改正後

補助事業（中止・廃止）承認申請書

様式第6号（第7条関係）

改正前

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

（宛先） 安曇野市長

申 請 者
育成会名
住 所
氏 名

申 請 者
育成会名
住 所
氏 名

㊦

㊦

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました
次のとおり（中止・廃止）したいので承認されるよう申請します。

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました
次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認されるよう申請します。

1 承認を求める事項

1 承認を求める事項

2 （中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の理由

報告第3号	教育部 子ども家庭支援課
令和8年2月17日提出	(課長)山越寿彦 (担当) 丸山大輔

件名	安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金交付要綱の改正について
要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・類似名の補助金との混同を避けるため「安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金」を「安曇野市子育てひろば拠点事業実施支援補助金」に名称変更するもの。 ・その他語句等修正を行うもの。
説明	<p>1 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める地域子育て支援拠点事業（以下「国事業」という。）の実施要件を緩和した市独自要件による地域子育て支援拠点事業の補助事業である。 ・令和8年度より、新たに国事業の実施要件による地域子育て支援拠点の補助事業を「安曇野市地域子育て支援拠点事業補助金」として開始する。 ・上記の新規補助事業に加え、本事業も地域子育て支援拠点のスタートアップ支援として継続する。 ・新規補助事業との混同を避けるため、名称変更を行い、併せてその他語句等の修正を行う。 <p>※地域子育て支援拠点 子育て親子（概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象に、子育て親子の交流促進、子育てに関する講座の開催、相談・助言等を行う施設。</p> <p>2 施行日 令和8年4月1日</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

○安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金交付要綱(令和5年安曇野市告示第437号)

改正後		改正前											
<p><u>安曇野市子育てひろば拠点事業実施支援補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で相互の交流を行う場所(以下「拠点」という。)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(以下「拠点事業」という。)を安曇野市子育てひろば拠点事業実施支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則(平成17年安曇野市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象経費等)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)、交付要件及び補助金額は、次の表のとおりとする。</p>		<p><u>安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金交付要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で相互の交流を行う場所(以下「拠点」という。)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの(以下「拠点事業」という。)を安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則(平成17年安曇野市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象経費等)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)、交付要件及び補助金額は、次の表のとおりとする。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>交付要件</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(賃金、報酬費等) (2) 交通費 (3) 需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等(飲食に要する経費を除く。)) (4) 役務費(保険料、通信運搬費等)</td> <td>(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。 ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 イ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約40平方メートル以上)を有すること。 ウ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。 エ おおむね3年以上継続して対象事業の実施が可能であると見込める場所であること。</td> <td>1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 (1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 50万円。ただし、対象事業実施月(少なくとも1月</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	交付要件	補助金額	対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(賃金、報酬費等) (2) 交通費 (3) 需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等(飲食に要する経費を除く。)) (4) 役務費(保険料、通信運搬費等)	(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。 ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 イ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約40平方メートル以上)を有すること。 ウ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。 エ おおむね3年以上継続して対象事業の実施が可能であると見込める場所であること。	1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 (1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 50万円。ただし、対象事業実施月(少なくとも1月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>交付要件</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(賃金、報酬費等) (2) 交通費 (3) 需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等(飲食に要する経費を除く。)) (4) 役務費(保険料、通信運搬費等)</td> <td>(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。 ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 イ 対象事業を継続的に実施する単一の場所であって、その周辺に拠点となり得る他の場所がないこと。 ウ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約40平方メートル以上)を有すること。 エ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。</td> <td>1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 (1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 50万円。ただし、対象事業実施月(1月のうち、週3</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	交付要件	補助金額	対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(賃金、報酬費等) (2) 交通費 (3) 需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等(飲食に要する経費を除く。)) (4) 役務費(保険料、通信運搬費等)	(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。 ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 イ 対象事業を継続的に実施する単一の場所であって、その周辺に拠点となり得る他の場所がないこと。 ウ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約40平方メートル以上)を有すること。 エ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。	1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 (1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 50万円。ただし、対象事業実施月(1月のうち、週3
対象経費	交付要件	補助金額											
対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(賃金、報酬費等) (2) 交通費 (3) 需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等(飲食に要する経費を除く。)) (4) 役務費(保険料、通信運搬費等)	(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。 ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 イ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約40平方メートル以上)を有すること。 ウ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。 エ おおむね3年以上継続して対象事業の実施が可能であると見込める場所であること。	1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 (1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 50万円。ただし、対象事業実施月(少なくとも1月											
対象経費	交付要件	補助金額											
対象事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。 (1) 人件費(賃金、報酬費等) (2) 交通費 (3) 需用費(消耗品費、光熱水費、燃料費、印刷製本費等(飲食に要する経費を除く。)) (4) 役務費(保険料、通信運搬費等)	(1) 市内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する場所に拠点を開設すること。 ア 公共施設、空き店舗、公民館、児童福祉施設、医療施設その他の子育て親子が集う場として適した場所であること。 イ 対象事業を継続的に実施する単一の場所であって、その周辺に拠点となり得る他の場所がないこと。 ウ おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さ(約40平方メートル以上)を有すること。 エ 授乳場所、流し台、ベビーベッド、遊具その他の子育て親子が利用するために必要な設備を有すること。	1拠点当たり、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 (1) 対象事業の実施に要した対象経費の合計額から、当該対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額 (2) 50万円。ただし、対象事業実施月(1月のうち、週3											

改正後		改正前		
<p>(5) 委託費 (6) 使用料及び賃借料 (7) 工事費及び原材料費 (8) 備品購入費 (9) その他市長が必要と認めた経費</p>	<p>才 <u>建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)</u>による改正後の<u>建築基準法施行令(昭和25年政令第38号)</u>に定める耐震基準に適合している場所であること。 (2) 原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上拠点を開設すること。 (3) 利用する子育て親子の数がおおむね週10組以上を見込めること。 (4) 次のいずれかに該当する<u>専任の者</u>を拠点に1人以上配置すること。 ア 保育士資格を有する者 イ 幼稚園教諭免許を有する者 ウ 看護師免許を有する者 エ 保健師免許を有する者 オ その他子育ての知識と経験を有する者</p>	<p>(5) 委託費 (6) 使用料及び賃借料 (7) 工事費及び原材料費 (8) 備品購入費 (9) その他市長が必要と認めた経費</p>	<p>才 おおむね3年以上継続して対象事業の実施が可能であると見込める場所であること。 カ <u>建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)</u>による改正後の<u>建築基準法施行令(昭和25年政令第38号)</u>に定める耐震基準に適合している場所であること。 (2) 原則として週3日以上、かつ、1日3時間以上拠点を開設すること。 (3) 利用する子育て親子の数がおおむね週10組以上を見込めること。 (4) 次のいずれかに該当する者を拠点に1人以上配置すること。 ア 保育士資格を有する者 イ 幼稚園教諭免許を有する者 ウ 看護師免許を有する者 エ 保健師免許を有する者 オ その他子育ての知識と経験を有する者</p>	<p>日以上、かつ、1日3時間以上拠点を開設した月をいう。)が12月に満たない場合は、50万円に対象事業実施月数を乗じて得た額を12で除して得た額。</p>

誓約書

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

安曇野市子育てひろば拠点事業実施支援補助金の交付を申請するに当たり、現在、下記の内容の要件を満たしており、対象事業実施期間及び補助事業終了後の5年間に於いても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

団体所在地

団体名

代表者氏名 (自署)

<input type="checkbox"/>	同一の拠点に係る対象経費について、国要綱に基づき補助、他の地方公共団体からの補助その他のこれに類するものの交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	法人税、消費税、地方消費税及び市税に滞納がないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと及びその団体に所属する者が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
<input type="checkbox"/>	代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
<input type="checkbox"/>	会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしているものでないこと。
<input type="checkbox"/>	宗教活動又は政治活動を主たる目的としているものでないこと。

※自主申告により各項目へ△を記入してください。

誓約書

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

安曇野市地域子育て支援拠点事業実施支援補助金の交付を申請するに当たり、現在、下記の内容の要件を満たしており、対象事業実施期間及び補助事業終了後の5年間に於いても、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることにあつても、異議は一切申し立てません。

団体所在地

団体名

代表者氏名 (自署)

<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者が申請団体でないこと。
<input type="checkbox"/>	代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
<input type="checkbox"/>	会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしている法人でないこと。
<input type="checkbox"/>	宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
<input type="checkbox"/>	法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと。

※自主申告により各項目へ△を記入してください。

報告第4号	教育部子ども家庭支援課
令和8年2月 17 日提出	(課長)山越寿彦 (担当) 丸山大輔

件名	安曇野市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の制定について
要旨	地域子育て支援拠点事業に係る補助金交付要綱を新たに定めるもの。
説明	<p>1 概要</p> <p>・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に定める地域子育て支援拠点事業について、新たに補助事業を実施するにあたり補助金交付要綱を定めるもの。</p> <p>2 詳細 別添参照</p> <p>3 施行日 令和8年4月1日</p> <p>4 参考</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○児童福祉法 第6条の3</p> <p>⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>※地域子育て支援拠点 子育て親子(概ね3歳未満の児童及び保護者)を対象に、子育て親子の交流促進、子育てに関する講座の開催、相談・助言等を行う施設。</p> </div> <p style="text-align: right;">(以 上)</p>

安曇野市告示 号

安曇野市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

安曇野市長 中山 栄樹

安曇野市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主としておおむね3歳未満の児童及び保護者(以下「子育て親子」という。)の地域の交流等を促進する常設の子育て支援拠点(以下「拠点施設」という。)の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実及び子育ての不安感等の緩和を図り、もって子どもの健やかな育ちを支援するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するものに対し、予算の範囲内で安曇野市地域子育て支援拠点事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則(平成17年安曇野市規則第41号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域子育て支援拠点事業の実施について(令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知)別紙に定める地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「国要綱」という。)第4の第1号及び第2号①から③までに掲げる要件並びに次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 国要綱第4の第2号②(ア)の場所は、新耐震基準(建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正後の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)による基準をいう。以下同じ。)を満たしたものであること。
- (2) 国要綱第4の第2号②(ウ)の拠点となる場所の広さは、おおむね40平方メートル以上であること。
- (3) 国要綱第4の第2号③(イ)の専任の者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 保育士資格を有する者
 - イ 幼稚園教諭免許を有する者
 - ウ 看護師免許を有する者
 - エ 保健師免許を有する者
 - オ その他子育ての知識と経験を有する者

2 市長は、前項に規定するもののほか、地域全体で子育て親子の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るために拠点施設において実施する次に掲げる地域支援の取組であって、同項の要件を満たすものを補助金の交付の対象とすることができる。

- (1) 高齢者・地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化又は習慣・行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークル等との協働による地域団体の活性化等の地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、市内に主たる事務所を置く社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はこれらに準ずるものとして市長が認める団体等であって、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 拠点施設に係る対象経費について、国要綱に基づく補助、他の地方公共団体からの補助その他のこれに類するものの交付を受けていないこと。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税及び市税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定

する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと及びその団体等に所属する者が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (4) 代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしているものでないこと。
 - (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているものでないこと。
- (対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、補助事業を実施するために要する次に掲げる経費とする。ただし、補助事業の実施に要する経費以外の団体運営のための人件費、交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費その他の直接公益に結びつかない経費及び社会通念上公金で賄うことが適当でないと考えられる経費は除く。

- (1) 人件費
 - (2) 交通費
 - (3) 需用費
 - (4) 役務費
 - (5) 委託費
 - (6) 使用料及び賃借料
 - (7) 工事費及び原材料費
 - (8) 備品購入費
 - (9) その他市長が必要と認めた経費
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、対象経費の合計額から、利用者負担金その他の収入額を控除した額とし、1団体につき90万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 事業実施月数(少なくとも1月に1週以上、週3日以上、かつ、1日5時間以上拠点施設を開設した月をいう。)が12月に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、同項の補助金の額に事業実施月数を乗じて得た額を12で除して得た額とする。
- (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、安曇野市補助金等交付規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 申請団体の概要書(様式第1号)
 - (2) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (3) 設置場所及び設置施設の概要等(様式第3号)
 - (4) 職員配置状況(予定)(様式第4号)
 - (5) 所要額調書(申請)(様式第5号)
 - (6) 誓約書(様式第6号)
 - (7) 当該年度の収支予算(見込)書
 - (8) 法人格のない団体については規約
 - (9) その他市長が必要とする書類
- (実績報告)

第7条 交付決定を受けたものは、対象事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、安曇野市補助金等交付規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 所要額調書(実績)(様式第7号)
- (2) 事業実績報告書(様式第8号)
- (3) 地域子育て支援拠点事業月別利用状況報告書(様式第9号)
- (4) 職員配置状況(実績)(様式第10号)

- (5) 当該年度の収支決算(見込)書
- (6) 領収書の写しその他収支の事実を証する書類
- (7) その他市長が必要とする書類
(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の規定による帳簿及び関係書類は、対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

団体・組織の種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 任意団体(法人格なし) <input type="checkbox"/> その他()
団体・組織名	
主たる事務所の所在地	〒 長野県安曇野市
代表者職・氏名	
当該申請の担当者氏名	
電話番号	() () ()
団体設立年月日	年 月 日 ※任意団体等の場合は、活動開始年月日
法人設立登記年月日	年 月 日
定款、寄附行為、団体規約等	有(別添)・無(団体の組織・構成・活動内容を示す書面を添付)
活動目的	
主な活動範囲	<input type="checkbox"/> 市内() <input type="checkbox"/> 県内() <input type="checkbox"/> 複数都道府県内() <input type="checkbox"/> その他()
会員数(社員総数)	
これまでの主な活動実績(活動期間、活動場所、活動内容等を具体的に記載)	※別紙に添付可

1 拠点施設の概要

(1) 施設名称 _____

(2) 代表者氏名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

(3) 開設年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(4) 拠点施設開設日 _____ 週 _____ 日(月・火・水・木・金・土・日)

(5) 開設時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分(時間)
 うち、休憩 無・有(有の場合 時 分 ~ 時 分)

(6) 広さ _____ 平方メートル(平面図を添付)

2 従事者の状況

(1) 専任職員数(全体) _____ 人・非常勤職員 _____ 人
 常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人
 うち、保育士・幼稚園教諭等の有資格者、子育ての知識と経験を有する者等の数 _____ 人
 常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人

(2) 開設時間の平均専任職員数 _____ 人
 常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人
 うち、保育士・幼稚園教諭等の有資格者、子育ての知識と経験を有する者等の数 _____ 人
 常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人

3 事業の内容

実施予定・交流促進の工夫	
子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	1週当たりの利用人数 利用親子組数 組(保護者 人、子ども 人) 実施内容: 交流促進の工夫:
子育て等に関する相談、援助の実施	来所相談:月・週 回実施予定 電話相談:月・週 回実施予定 実施内容:
地域の子育て関連情報の提供	提供情報: 提供方法: 提供情報の内容・提供する方法
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	開催回数 開催月 4月 回 5月 回 6月 回 7月 回 8月 回 9月 回 10月 回 11月 回 12月 回 1月 回 2月 回 講習等の内容

3月 回	
利用料金等 (徴収する場合)	会費等 利用料金等 円
広報の方法	<input type="checkbox"/> 専用看板等 <input type="checkbox"/> チラシ等の配布(現物を添付) <input type="checkbox"/> 専用ホームページ <input type="checkbox"/> その他()
地域支援活動 (実施する場合)	<input type="checkbox"/> 高齢者・地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 <input type="checkbox"/> 地域の団体と協働して伝統文化又は習慣・行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する取組 <input type="checkbox"/> 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークル等との協働による地域団体の活性化等の地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
	取組の内容

平面図

写真を貼付してください。

写真を貼付してください。

※1/200程度の平面図にすること。
※駐車場がある場合は、平面図に区画ごと記入すること。
4 設置状況(予定)等に分かる増設写真

職員配置状況(予定)

氏名 (年齢)	勤務形態 勤務時間	採用年月日	従事時間	資格の所持	研修等の受講歴
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) (~)	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他()	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) (~)	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他()	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) (~)	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他()	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) (~)	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他()	主催者 研修会名
	時分～時分		(月・火・水・木・金・土・日) (~)	1保育士 2幼稚園教諭 3看護師 4保健師 5その他()	主催者 研修会名

(注) 1 「勤務形態」欄には、常勤、非常勤の別を記入すること。

2 「採用年月日」欄には、施設の専任職員として勤務することになった年月日を記入すること。

3 「従事時間」欄には、上欄に専任として従事する曜日に○を付し、下欄にその勤務時間を記入すること。

4 「資格の所持」欄には、該当する項目に○を付すこと。

5 「研修等の受講歴」欄には、子育て支援に係る研修等の受講歴について記入すること。

6 記載枠が不足する場合は、適宜追加すること。

所要額調書(申請)

(施設名称) _____

(単位:円)					
支出 額 A	寄附金その 他の 収入 額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	選定額 (CとDを比 較して少な い方の額) E	備考
一般型 (常勤・非常勤 日型)					

選定額は、1,000円未満を切り捨てること。

様式第6号(第6条関係)

誓約書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

安曇野市地域子育て支援拠点事業補助金の交付を申請するに当たり、現在、下記の全ての要件を満たしており、対象事業実施期間及び補助事業終了後の5年間に、これを維持することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

団体所在地
 団体名
 代表者氏名 (自署)

(施設名称)

(単位:円)

支出額 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	選定額 (CとDを比較して少ない方の額) E	備考
一般型 (常勤・非常勤日型)					

選定額は1,000円未満を切り捨てること。

<input type="checkbox"/>	拠点施設に係る対象経費について、国要綱に基づき補助、他の地方公共団体からの補助その他のこれに類するものの交付を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	法人税、消費税、地方消費税及び市税に滞納がないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと及びその団体等に所属する者が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
<input type="checkbox"/>	代表者又は役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
<input type="checkbox"/>	会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)による手続をしているものではないこと。
<input type="checkbox"/>	宗教活動又は政治活動を主たる目的としているものでないこと。

※自主申告により各項目へ✓を記入してください。

様式第8号(第7条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設名称 _____
- (2) 代表者氏名 _____
- 所在地 _____

電話番号 _____

(3) 拠点施設開設日

週 _____ 日(月・火・水・木・金・土・日)

(4) 開設時間 _____ 時 _____ 分 ~ _____ 時 _____ 分(時間)

うち、休憩 無・有(有の場合 時 _____ 分 ~ 時 _____ 分)

2 従事者の状況

(1) 専任職員数(全体)

常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人

うち、保育士・幼稚園教諭等の有資格者、子育ての知識と経験を有する者等の数

常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人

(2) 開設時間の平均専任職員数

常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人

うち、保育士・幼稚園教諭等の有資格者、子育ての知識と経験を有する者等の数

常勤職員 _____ 人・非常勤職員 _____ 人

3 事業の成果

(1) 利用状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開所日数													
利用子育て親子組数													
(内訳)	保護者												
	子ども												
相談件数													

(2) 実施状況

子育て親子の交流の促進の方法・工夫:

交流の促進の方法・工夫:	情報提供の内容・提供する方法
提供情報:	
提供方法:	

子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	開催月	開催回数	講習等の内容
	4月	回	
5月	回		
6月	回		
7月	回		
8月	回		
9月	回		
10月	回		
11月	回		

様式第9号(第7条関係)

地域子育て支援拠点事業 月別利用状況報告書

(宛先) 安曇野市長

氏名

年 月分の利用状況は、次のとおりです。

12月	回	
1月	回	
2月	回	
3月	回	
利用料金等 (徴収した場合)	会費等	円
	利用料金等	円
広報の方法	<input type="checkbox"/> 専用看板等 <input type="checkbox"/> チラシ等の配布(現物を添付) <input type="checkbox"/> 専用ホームページ <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 高齢者・地域学生等の地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 <input type="checkbox"/> 地域の団体と協働して伝統文化又は習慣・行事を実施し、子育て親子の育ちを継続的に支援する取組 <input type="checkbox"/> 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークル等との協働による地域団体の活性化等の地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組	
地域支援活動 (実施した場合)	取組の内容	

日	開設 状況	子育て親子 利用組数	内訳		相談・援助実 施件数
			保護者	子ども	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					

様式第10号(第7条関係)

職員配置状況(実績)

氏名(年齢)	勤務形態 勤務時間	採用 年月日	従事時間	資格の所持	研修等の受講 歴
	時分 時分		(月・火・水・木・金・土・日) () ~ ()	1保育士 2幼稚園 教諭 3看護師 4 保健師 5その他 ()	主催者 研修会名
	時分 時分		(月・火・水・木・金・土・日) () ~ ()	1保育士 2幼稚園 教諭 3看護師 4 保健師 5その他 ()	主催者 研修会名
	時分 時分		(月・火・水・木・金・土・日) () ~ ()	1保育士 2幼稚園 教諭 3看護師 4 保健師 5その他 ()	主催者 研修会名
	時分 時分		(月・火・水・木・金・土・日) () ~ ()	1保育士 2幼稚園 教諭 3看護師 4 保健師 5その他 ()	主催者 研修会名
	時分 時分		(月・火・水・木・金・土・日) () ~ ()	1保育士 2幼稚園 教諭 3看護師 4 保健師 5その他 ()	主催者 研修会名

(注) 1 「勤務形態」欄には、常勤、非常勤の別を記入すること。

2 「採用年月日」欄には、施設の専任職員として勤務することになった年月日を記入すること。

3 「従事時間」欄には、上欄に専任として従事する曜日に○を付し、下欄にその勤務時間を記入すること。

4 「資格の所持」欄には、該当する項目に○を付すこと。

5 「研修等の受講歴」欄には、子育て支援に係る研修等の受講歴について記入すること。

6 記載枠が不足する場合は、適宜追加すること。

報告第5号	教育部 各課
令和8年2月17日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	後援	
	学校教育課		
	生涯学習課	3件	
	文化課		
	子ども家庭支援課		

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準（平成21年教育委員会告示第9号）

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

（審査基準）

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校又は学校の連合体
- 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。
- (1) 行事の内容が教育、学術、文化又は子どもの健全育成に寄与するものであること。
 - (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
 - (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
 - (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
 - (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
 - (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

（教育長の専決範囲）

第4条 教育長は、次に掲げる行事については、専決により後援の承認を行うことができる。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（主催者及び行事の趣旨が同一であって、講演、演奏、展示等の内容が異なるものを含む。）

2 前項第2号の規定にかかわらず、過去に承認を受けた行事と主催者及び趣旨が同一であっても、承認を受けようとする行事に係る講演、演奏、展示等の内容が前条第2項各号に掲げる要件を満たしているか判断し難い場合は、専決できないものとする。

■専決案件（総括表）

No	行事名	主催者	開催日程	理由	所管
1	安曇野ダイバーシティ！見る・知る・学ぶ・食べる！！	あづみの国際化ネットワーク（AIN）	令和8年10月4日 （日）9：00～15：00	過去承認	生
2	女性をエンパワメントするシンポジウム	安曇野から女性をエンパワメントする会	令和8年3月15日 （日）14：00～16：00	過去承認	生
3	2026 世界にやさしい安曇野へ～日本語 de スピーチ大会&対話会	あづみの国際化ネットワーク（AIN）	令和8年8月9日 （日）13：30～16：00 （予定）	過去承認	生

【生涯学習課】

■「あづみの国際DAY! 2026」安曇野ダイバーシティ! 見る・知る・学ぶ・食べる!!”

主催:あづみの国際化ネットワーク(AIN)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
あづみの国際化ネットワーク(AIN) 代表 丸山 美枝	安曇野市民に関心を持っていただき、効果的に外国人住民(多文化共生)に関する情報を紹介するため	1/16	令和8年10月4日(日) 9:00~15:00	穂高公民館	「世界にやさしい安曇野へ」をスローガンに、外国人住民の活躍の場とするにも、お互いの文化・習慣等を紹介・共有して、多様性を理解し多文化共生の推進を図る。国籍・民族の違いにかかわらず交流の場を目指す。	・ブース(各国体験型ワークショップ・情報提供・展示等)※材料費実費 ・ステージ(音楽やダンスの民族パフォーマンスの発表等) ・子ども向けアクティビティ(世界の国旗ぬり絵・多言語絵本読み聞かせ等) ・世界の料理体験(調理室)・・・※事前申込み(人数制限あり)※材料費実費(持ち帰り) ・キッチンカー等	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年1月19日 結果(○) 専決の理由(過去承認)										

■女性をエンバワメントするシンポジウム

主催:安曇野から女性をエンバワメントする会

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
安曇野から女性をエンバワメントする会 代表 笠原 芳子	安曇野市出身で安曇野市と京都の二拠点生活を続けている相馬氏は、長年のマダガスカルに生息するワオキツネザル研究が認められ、昨年3月NHKワイルドライブ「ワオキツネザル」で来日された。今回記念の講演を催し、広く市民の学びの場としての情報共有を行うことから、後援頂きたいため。	1/23	令和8年3月15日(日) 14:00~16:00	研成ホール	市にゆかりのある女性研究者の講演を聞き、地域課題の解決や女性の活躍について考える機会とする。	テーマ:ワオキツネザルを追って~安曇野からマダガスカルへ~ 講師:京都大学アフリカ地域研究資料センター特任研究員 相馬貴代氏 入場料:1,000円(大学生以下無料)	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年1月26日 結果(○) 専決の理由(過去承認)										

■2026“世界にやさしい安曇野”へ~日本語deスピーチ大会&対話会

主催:あづみの国際化ネットワーク(AIN)

種別(後援)

申請者	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R6	R5	R4	所管課意見
あづみの国際化ネットワーク(AIN) 代表 丸山 美枝	安曇野市民に関心を持っていただき、効果的に外国人住民(多文化共生)に関する情報を紹介するため	2/2	令和8年8月9日(日) 13:30~16:00(予定)	みらいV多目的ホール	外国人住民から日本の印象、母国の文化等を日本語でスピーチして頂く。外国人住民の日本語スキルの向上、住民の多文化共生への理解を深めることを目的とする。	・外国人等住民の希望者(15人程度)による日本語でのスピーチ ・安曇野市民100名程度参加予定	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第1項第2号により可
専決日:令和8年2月3日 結果(○) 専決の理由(過去承認)										

報告第6号

令和7年度 事業進捗状況報告(懸案事項等)

1 学校教育課

教育指導室・学校教育担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
学校保健事業関係	1 教職員健康推進事業 ・教職員健康診断 総ざらいの終了	1 教職員健康推進事業 ・3/15(日)カウンセリンググループ(市役所本庁舎) 2 アレルギー対応委員会 ・2/19(木)第2回委員会
就学時健診業務	1 来年度実施日程調整依頼 ・学校医・学校歯科医、市内小学校へ日程調整を依頼	1 来年度実施日程決定・通知
就学援助事務	1 就学援助費 ・後期分 支給額更正、通知 ・事前支給に係る認定審査及び審査結果通知 2 特別支援教育就学奨励費 ・後期分 支給額更正、通知	1 就学援助費 ・3/4(水)事前支給 ・3/4(水)後期支給 ・令和8年度案内配布準備 2 特別支援教育就学奨励費 ・3/4(水)後期分支給
GIGA スクール	1 1人1台端末更新関係 ・1/9(金)～3月 共同調達プロポーザル開催期間(実施は県自治振興組合) 2 ICT教育推進委員会 ・1/30(金)生成 AI を活用した学習活動の公開授業(豊科北中)、信州大学森下准教授による指導	1 1人1台端末更新関係 ・共同調達プロポーザル(実施は県自治振興組合) 2 ICT教育推進委員会 ・ICT教育推進委員会(本年度最終)3/2(月)
コミュニティスクール事業	1 学校運営協議会 ・2/12(木)堀金小学校 2 地域学校協働本部連絡会 ・2/13(金)堀金地域	1 学校運営協議会 ・2/18(水)明南小学校 ・2/19(木)穂高東中学校 ・2/24(火)三郷中学校 ・3/3(火)豊科東小学校 2 地域学校協働本部連絡会 ・2/24(火)明科地域 ・2/25(水)三郷地域 左記以外 ・第2回市町村コミュニティスクール担当者会議 2/19(木) ・教育関係者連絡会 3/12(木)堀金地域 ・第2回地域コーディネーター連絡会 3/12(木)
学校安全支援事業	1 第2回通学路交通安全部会 ・2/5(木)令和7年度通学路合同点検の結果報告及び過年度合同点検対策実施状況報告	左記以外 ・第2回安曇野市交通安全推進協議会 3/25(水) 令和7年度通学路合同点検の結果報告及び対策(案)の承認
部活動の地域展開(地域移行)		・地域クラブ代表者会議の開催(3月中の開催 日程未定)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
不登校支援事業	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設等訪問件数 5件 ・学校との情報共有 5校 ・民間施設運営者等との情報交換会 1/26(月) 2 教育支援センター活動状況 ・施設外学習 2/5(木)御宝田遊水池 水鳥の観察 ・出張教室(穂高会館) 木曜日開催 1/29、2/12(木)実施	1 教育施設連携促進コーディネーター ・民間施設運営者等との情報交換会 2/23(月) ・民間施設運営者等の活動発表会 3月下旬 2 教育支援センター ・親子スポーツレク会 2月下旬 ・市内散策 3月中
キャリア教育		1 中学生キャリアフェスティバル ・キャリアフェスティバル冊子(ジョブハン)の作成 →校正中、2月末納品予定 ・活動報告書の完成

2 学校給食課

学校給食担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	1 栄養士の学校訪問(食育の推進) 2 アレルギー対応食提供事業説明会 1月下旬 各給食センター 3 第3回学校給食センター運営委員会 2月5日(木) 午後6時30分から 会議室 305	1 通年実施
学校給食費徴収事業	1 口座振替日(定期) 第10期分:3/2(月) 2 滞納整理 1/31(土) 戸別訪問 27件	
各給食センター管理運営事業	1 施設・設備のメンテナンス等 ・施設及び厨房設備等のメンテナンスの実施 ・施設及び職員の衛生管理 ・給食配送車両の整備	1 通年実施

3 生涯学習課

社会教育係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
社会教育事業	第3回安曇野市社会教育委員の会議 ・2/27(金)午後1時30分～ 市役所会議室 301	
中央公民館事業	1 第5回安曇野市芸能フェスティバル(共催事業) ・3/3(火)午前9時40分～ 豊科公民館ホール 2 第3回安曇野市公民館運営審議会 ・3/3(火)午後1時30分～ 市役所会議室 301 3 第15回安曇野市総合芸術展 ・3/5(木)～3/13(金) 4 豊科交流学習センター「きぼう」多目的ホール 5 地区公民館建設補助金を拡充する「安曇野市地区公民館建設補助金交付要綱」の改正 ・LED化、エアコン設置を新たに補助対象。 6 生涯学習リーダーバンク制度の改定 ・個人に限っていた生涯学習リーダーバンクに、団体・サークルも合わせて登録できるようにするため「安曇野市生涯学習リーダーバンク設置要綱」を改正	左記5,6とも、令和7年度中の要綱改定、8年度施行を目指す。

豊科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科公民館事業	1 第63回童謡祭り ・2/23(月・祝)午前9時30分～ 豊科公民館ホール 2 やさしく楽しいリコーダー講座(第11回) ・3/12(木)午前10時～ 豊科公民館大会議室	

穂高生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	1 初めての「和太鼓教室」①(全4回) ・2/21(土)午前10時00分～ 穂高公民館 講堂 2 季節の寄せ植え教室④(最終) ・2/24(火)午後1:30～ アルプガーデン 3 コオディネーショントレーニング④ ・2/26(木)午前9時30分～ 穂高公民館 講堂 4 初めての「和太鼓教室」② ・2/28(土)午前10時00分～ 穂高公民館 講堂 5 穂高の宝③【相馬愛蔵】 ・3/6(金)午後1時30分～ 穂高公民館 講堂 6 初めての「和太鼓教室」③ ・3/7(土)午前10時00分～ 穂高公民館 講堂 7 コオディネーショントレーニング④ ・3/12(木)午前9時30分～ 穂高公民館 講堂 8 初めての「和太鼓教室」④(最終) ・3/14(土)午前10時00分～ 穂高公民館 講堂 9 コオディネーショントレーニング⑤(最終) ・3/26(木)午前9時30分～ 穂高公民館 講堂	

三郷生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	1 第2回三郷地域子ども会育成会連絡協議会 ・2/17(火)午後7時～ 三郷公民館会議室 102 2 若返り体操教室 ・2/18(水)、2/25(水)、3/4(水)、3/11(水) 午後1時 30 分～ 三郷公民館会議室 201 3 第2回三郷地域地区公民館長・主事会議 ・2/21(土)午前9時 30 分～ 三郷公民館講堂 4 第4回三郷地域学校協働本部連絡会 ・2/25(水)午前9時～ 三郷公民館講義室 5 ひまわりクラブ閉講式 ・2/27(金)午前 10 時～ 三郷公民館会議室 201 6 三郷の宝教室③ ・3/6(金)午後1時 30 分～ 三郷公民館講義室 7 三郷寄席 ・3/15(日)午後1時 30 分～ 三郷公民館講堂 8 三郷の宝教室④ ・3/18(水)午後1時 30 分～ 三郷公民館講堂	

堀金生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	1 第 10 回常念フェスティバル実行委員会役員会 ・2/6(金)午後7時～ 堀金公民館会議室3 2 “食楽”講座 食を楽しもう!(全5回) ・⑤2/14(土)午後5時～ 堀金公民館調理実習棟 3 子育てサークル講座 常念っ子(全 11 回) ・⑩2/18(水)、⑪3/18(水)午前9時 30 分～ 堀金公民館講堂 4 地区公民館役員会議(全4回) ・④2/20(金)午後7時～ 堀金公民館講堂 5 健康増進講座「血管を元気に!輝く明日へ!」 ・2/27(金)午前 10 時～ 堀金公民館会議室1 6 新堀金のお宝発見講座「魅せます 大庄屋山口家」(全2回) ・①3/1(日)午後1時 30 分～ 堀金公民館講堂 ②3/21(土)午前 10 時～ 大庄屋山口家 7 堀金公民館サポート会議 ・3/2(月)午後7時～ 堀金支所会議室	

明科生涯学習係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	なし	

4 文化課

文化振興担当

事業	現 況	今後の取り組み
芸術教育普及事業	1 鐘の鳴る丘集会所 ・県文化振興事業団企画公演「かいころく」 滞在制作 1/19(月)～2/1(日) 公演 1/31(土)、2/1(日) 安曇野市美術館 各日2回公演 計 115 人 2 東京藝大交流事業 ・第2回楽器演奏指導 2/7(土) コンサート 2/8(日) 豊科公民館 3 新進音楽家音楽会 4 京都芸術大学連携 ・「2026AKAP冬展」 1/9(金)～1/18(日) 穂高交流学习センター 1/10(土)オープニングイベント 「見る・感じる・シェアする。AKAP冬展作品めぐり」13人 5 ミュージアム活性化事業 ・学校ミュージアム 穂高東中学校 1/22(木) 119人 豊科南中学校 1/23(金) 102人 6 熊井啓記念館 ・熊井啓ミニシアター「帝銀事件 死刑囚」 2/13(金)10:00～ きぼう	・あづみのジュニアクラシック コンサート 3/14(土) みらい
文化団体補助事業	1 『安曇野文化』刊行 2 童謡祭り事業	・第58号(冬号)2/28発行 ・2/23(月)開催予定
指定管理施設の事業	1 田淵行男記念館 ・新田樹写真展「Sakhalin/サハリン」 12/9(火)～ 3/29(日) 12/13(土)ギャラリートーク 13人	
文化振興総務	1 博物館協議会	・第3回博物館協議会 3/17(火) 14:00～

博物館担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
豊科郷土博物館教育普及事業	1 こたつ講座 第2回 考古学者は土器をどう見ているか 期日:1/10(土) 参加者:31人 第3回 見る・くらべる・感じる 北アルプスの針葉樹 期日:1/17(土) 参加者:21人 第4回 神と仏が手をつないだ 1000年～安曇野の神仏 習合から～ 期日:1/24(土) 参加者:32人 第5回 大正の発明・ゼンマイ式自動蠅捕器を実際に活 かし、語る 期日:1/31(土) 参加者:16人 第6回 古厩本郷を歩いて ～豊科郷土博物館友の会の活動から～ 期日:2/7(土)	

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
	2 共催展「絵と詩 少数民族ショルのこころ」 会期:2/4(水)~2/15(日) 3 講演会「絵が語り、詩が描く——作品から見える“こころ”の声」 期日:2/14(土)	
貞享義民記念館教育普及事業	1 企画展「中林梧竹と安曇野一筆が結ぶ明治のこころ一」 会期:1/17(土)~3/1(日)	
文書館施設運営管理事業	1 重要文書等収集・整理(公開資料点数) ・公文書 59,989 点、地域資料 73,633 点 (1月末現在) (1月新規点数/公文書 362 点、地域資料 54 点)	
文書館教育普及事業	1 バックヤードツアー~文書館って何するところ~ 期日:2/15(日) 2 文書館・堀金公民館「新お宝」発見講座 (企画展「魅せます 大庄屋山口家」関連講座) 「誰でもわかる山口家」 期日:3/1(日)	
市誌編さん事業	1 市誌編さん委員会 期日:2/27(金)	

文化財保護係

事業(懸案事項)	特記事項	今後の取り組み
文化財保全事業	1 本陣等々力家の保存活用方法について観光課と協議 検討	

図書館係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
全館共通	1 3市(松本・塩尻・安曇野)図書館連携展示 テーマ「読んで、観て、行ってみよう! 景色と出会う3市ロケ地巡り」 ・期間:1/31(土)~2/26(木) 全館	
図書館事業	1 図書館協議会 第2回図書館協議会 ・3/12(木) みらい 14:00~	
中央図書館	1 おはなしとしょかん特別版 「絵本作家 まるやまあやこさんとおはなしいっぱい」 ・2/14(土) みらい 10:00~11:30 2 大人のためのものづくり講座 「桃の節句の一輪挿し」 ・2/18(水) みらい 13:30~15:00	
豊科図書館	1 豊科図書館開館 15 周年記念 池澤夏樹講演会「いま住むところと遠いところ」 ・1/24(土)13:30~ きぼう 参加者:167 人 パブリックビューイング(みらい)参加者:84 人 合計 251 人	

5 子ども家庭支援課

子ども子育て政策係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て会議		1 第3回子ども・子育て会議 3/2(月)大会議室 午後3時～午後4時 30分

子育て給付係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
子育て世帯特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業	1 「重点支援地方交付金」を活用して、ひとり親世帯の児童1人当たり1万円の給付金支給が決定 ・1月臨時議会にて補正予算計上 ・対象児童数(見込) 約 1,000 人 ・児童扶養手当受給世帯は積極支給、年金受給世帯は申請支給 ・長野県、県内 19 市で、ほぼ同じ内容で実施	1 システム改修等の準備が整い次第、支給を開始。 (2月下旬～3月支給開始見込)

児童青少年係

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童館運営事業(民間委託事業)	1 R8児童クラブ利用調整、入所決定 ・入所希望者 1,848 人、対前年度比+22% ・豊科、穂高、三郷地域が混雑、クラブ室狭あいの傾向	1 待機児童受入 ・クラブ室調整、スタッフ状況により順次待機児童に入所案内
青少年体験事業	1 武蔵野市との市民交流事業 ・2/7(土)～2/8(日) 武蔵野市親子9組来訪 ビレッジ安曇野にて木工体験等	
子ども会育成会支援事務	1 各地区子ども会育成会補助金 ・実績報告、精算手続き	

子ども家庭相談担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
児童発達支援事業	1 遊びの教室 こあら(1歳児)穂高 2/13(金)、2/24(火) いるか(2歳児)穂高 2/18(水) プレいるか(2歳児)豊科 2/5(木)、2/19(木) 2 発達相談日(親子であっぷっぷ) 2/4(水)、2/10(火)、2/16(月)、2/25(水) 3 運動発達相談日(はいはいたち) 2/6(金)、2/20(金)、2/27(金) 4 ことばの相談日 2/9(月)、2/19(木) 5 親子で遊ぼう教室 2/27(金) 6 子育て学習会 市内認定こども園 2/6(金)、2/20(金)	1 遊びの教室 ・3月は4回の実施を予定 2 発達相談日 ・3月は3回の実施を予定 3 運動発達相談日 ・3月は2回の実施を予定 4 ことばの相談日 ・3月は2回の実施を予定 5 親子で遊ぼう教室 ・3月は1回の実施を予定

6 こども園幼稚園課

保育幼稚園担当

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
こども誰でも通園制度	1 こども誰でも通園制度について 2/18(水)～利用登録受付 3/3(火)～園での面談開始 3/19(木)～利用予約受付開始	3/2(月)の子ども子育て会議において実施園の確認を受ける 4月より実施する
園庭芝生化工事	1 令和8年度園庭芝生化工事について 園庭芝生化工事実施予定園(アルプス、上川手、穂高、有明あおぞら) ・ 園庭整備工事開始	・種まきは4月以降
公立園卒園式	1 公立園卒園式について 3/24(火)午前9時30分～(こども園) 3/16(月)午前9時30分～(幼稚園)	